

一般府道鳥取吉見泉佐野線
交通安全対策事業委託

令和 7 年度
公募型プロポーザル方式
業者選定実施要領

阪南市

この要領は、阪南市が大阪府の委託を受けて行う一般府道鳥取吉見泉佐野線交通安全対策事業に係る用地補償業務の令和7年度の業務を委託する（以下「本業務委託」という。）にあたり、業務を円滑に遂行するため、公募型プロポーザル方式により最も適した事業者を契約候補者として選定することを目的として定める。

1 基本的な事項

(1) 件名

一般府道鳥取吉見泉佐野線交通安全対策事業委託

(2) 発注者

阪南市

(3) 事業の概要

下記の事業実施場所においては、本市の小学校の通学路に指定されているものの、歩道が整備されていないことから、本事業は児童等の歩行者や車両等の通行の安全を確保するために行う歩道整備を目的とした交通安全対策事業で、本市では用地取得に伴う総合的な補償業務の委託を予定しており、用地取得完了までの期間は今年度を含め4年程度を見込んでいる。

(4) 事業実施場所

阪南市尾崎町五丁目 416 番 18 地先 ～ 泉南市男里六丁目 961 番 13 地先



出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図を加工して掲載しています

(5) 本業務委託の内容

- ・ 現地測量業務（下記※印参照）
- ・ 土地境界確定等業務
- ・ 土地、建物所有者等関係者への事業内容説明会支援業務
- ・ 補償内容等説明業務

※ 上記事業実施場所において歩道整備等に伴う道路拡幅用地として分筆を予定している土地は23筆、11129.24㎡（登記面積）程度で、泉南市域では

主に道路東側、阪南市域では主に北側に拡幅予定である。なお、分筆対象の土地については、今後の設計や土地境界確定に関する協議を進める過程で増減することがある。

(6) 成果品

成果品は下記のことを紙及び電子データの両方で提出すること。

なお、各種図面は大阪府と協議して作成するため、詳細は業務開始後に決定するものとするが、境界確定図については土地の地籍更正登記や分筆登記に使用するので、測量法や不動産登記法、不動産登記規則等の関係法令の規定に留意すること。説明会の実施報告書の様式は任意とする。

- ・ 幅杭打設用図面
- ・ 境界確定図（関係者の署名押印したもの）
- ・ 登記申請用書類
- ・ 各説明会の実施報告書（様式は任意）

(7) 実施方法

公募型プロポーザル

(8) 予定価格

総額 21,719,000 円（税込み）を上限とする。

(9) 契約方法

阪南市財務規則（平成 13 年阪南市規則第 8 号）の定めるところにより契約する。

2 次期（令和 8 年度）以降の業務委託について

令和 8 年度の業務についても委託を予定しており、本業務委託の履行内容が良好と認められ、かつ令和 8 年度の業務に係る予算が成立し配当がなされれば、次期以降も用地取得に向けた総合補償業務の委託を行う予定であり、令和 9 年度以降も同様とする。

なお、本業務委託の根拠となる大阪府の事業内容やスケジュールに変更があった場合等、本市が事業の継続が困難と判断した場合は上記条件が成立している場合でも業務を委託しないことがある。

（参考）次期（令和 8 年度）の予定業務

- ・ 補償物件調査業務
- ・ 補償算定業務
- ・ 用地取得交渉業務
- ・ 国税（税務署）協議業務
- ・ その他

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。なお、申込書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格業者としては扱わないこととし、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 阪南市入札参加停止要綱（平成 13 年阪南市訓令第 12 号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成 25 年 2 月 21 日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 成年被後見人（ただし、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ、それを証明する医師の診断を提出できる者を除く。）でない者であること。
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者でない者であること。
- (5) 被保佐人（ただし、契約締結のために必要な同意を得ていない者を除く。）でない者であること。
- (6) 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人（ただし、契約締結のために必要な同意を得ていない者を除く。）でない者であること。
- (7) 営業の許可を受けていない未成年者（ただし、契約締結のために必要な同意を得ていない者を除く。）でない者であること。
- (8) 公募開始の日から契約締結までの日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (10) 阪南市暴力団排除条例（平成 24 年阪南市条例第 16 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者であること。
- (11) 平成 27 年度以降に受注した業務において、同種業務または類似業務について 1 件以上の実績を有すること。

なお、同種業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示1341号）（以下「登録規定」という。）第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（令和2年12月23日国不用第35号）（以下「運用通知」という。）記1の別紙に定める補償関連部門の意向調査、生活再建調査、補償説明業務、又は総合補償業務部門の公共用地交渉業務（用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）をいい、類似業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務（同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査等点検技術業務を含む。）をいう。

(12) 本業務の実施に関し、以下の技術者等を配置できること。

① 下記の資格を有する者

ア 補償業務管理士（土地調査部門、土地評価部門、物件部門、補償関連部門のほか総合補償部門に登録されていること）

イ 測量士

② 本事業の実施に伴い被補償者となる者との間において、特定の関係がない者

※「特定の関係がない」とは、本業務の履行期間中において直接本業務に従事する者自身が被補償者でないこと、または被補償者の役員を兼ねていないことをいう。

③ 本業務の参加申込書等の提出期限時点において、本業務の受注者と直接的雇用関係がある者

(13) 本業務を遂行できる体制が整えられていること。

4 実施日程

項 目	日 程 等
公募開始（実施要領等の公開）	令和7年5月16日（金）
質疑書の提出期限	令和7年5月23日（金）
質疑に関する回答	令和7年5月30日（金）
参加申込書の提出期限	令和7年6月6日（金）
一次審査（書類審査）選定者決定	令和7年6月13日（金）
提案書等の提出期限（一次審査選定者のみ）	令和7年6月27日（金）
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年7月8日（火）
審査結果の公表	令和7年8月1日（金）
契約締結	令和7年8月8日（金）頃

5 説明会

説明会は実施しない。参加申込書等の公募に関する資料・様式などは、本市ウェブサイトからダウンロードして確認すること。

〔阪南市ウェブサイト〕 <https://www.city.hannan.lg.jp/>

6 質疑及び回答

(1) 提出方法

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、FAX または電子メールにより質疑書（様式 1）を提出すること。また、質疑書の到達確認のため、送信後は下記提出先まで電話連絡を行うこと。

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 23 日（金）まで

(3) 提出先

阪南市 都市整備部 道路公園課

メールアドレス	dourokouen@city.hannan.lg.jp
FAX 番号	072-473-3504
電話番号	072-489-4536

(4) 回答日

令和 7 年 5 月 30 日（金）

(5) 回答方法

回答は全ての質問とその回答をとりまとめた回答書を上記回答日中に本市ウェブサイトに掲載するので、ダウンロードして確認すること。なお、回答には質問者の社名等は公表しないものとする。

(6) 注意事項

受付期間を過ぎて本市に到達した質疑、指定方法以外での質疑のほか、本業務委託に関係がない等、本市が回答不要と判断した質疑に関しては回答しないので注意すること。

7 参加申込み等

参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書 (様式 2) 1 部
- ② 業務実績表 (様式 3) 1 部
- ③ 業務体制表 (様式 4) 1 部
- ④ 阪南市入札参加資格審査申請済確認書 (様式 5) 1 部

※ 阪南市入札参加資格審査申請要綱に基づく入札参加資格を有している者
 (「指名願」提出済者) のみ

※ 同参加資格を有していない者は、上記提出書類に加え、以下の⑤～⑫の書類を各 1 部添付すること。

- ⑤ 使用印鑑届 (様式 6)
- ⑥ 委任状 (様式 7) ※支店等に委任する場合のみ
- ⑦ 誓約書 (阪南市暴力団排除条例関係) (様式 8)
- ⑧ 誓約書 (入札参加停止措置関係) (様式 9)
- ⑨ 【法人の場合】 商業登記簿謄本 (写し可)
 【個人の場合】 身元証明書 (写し可)
- ⑩ 印鑑証明書 (写し可)
- ⑪ 納税証明書 (写し可)

【法人の場合】

ア 国税 (税務署発行)

- ・ 法人税及び消費税 (未納のない証明「その 3 の 3」)

イ 都道府県税 (本社所在地の都道府県税事務所発行)

- ・ 法人事業税

ウ 市税 ※商業登記簿記載の本店の所在地が阪南市内にある者のみ

a. 法人市民税・固定資産税・軽自動車税

(阪南市役所税務課発行の未納のない証明)

b. 代表者の市 (府) 民税・固定資産税・軽自動車税 (代表者の市区町村発行)

【個人の場合】

ア 国税 (税務署発行)

- ・ 代表者の所得税及び消費税 (未納のない証明「その 3 の 2」)

イ 都道府県税 (本社所在地の都道府県税事務所発行)

- ・ 代表者の個人事業税

ウ 市税

※ 阪南市で事業を営み、その代表者が阪南市住民である者のみ

- ・ 代表者の市（府）民税・固定資産税・軽自動車税

（阪南市役所税務課発行の未納のない証明）

⑫ 【法人の場合】財務諸表（直近１年間分）

【個人の場合】営業証明書

※ 商業登記簿謄本、身元証明書、印鑑証明書、納税証明書及び営業証明書は、提出日から３か月以内のものとする。写しを提出した場合で、当該参加者が契約候補者となったときは、契約締結時までに原本を提出すること。

(2) 提出期間

公募開始の日から令和７年６月６日（金）まで。ただし、土日祝日を除く午前９時から午後５時まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は、提出期間最終日の開庁時間中に到着したものは有効とする。

(4) 提出先

【郵送の場合】

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町３５番地の１

阪南市 都市整備部 道路公園課 宛て

【持参の場合】

〒599-0201 大阪府阪南市尾崎町一丁目１８番１５号

阪南市役所分館 阪南市 都市整備部 道路公園課窓口

8 企画提案書等の作成及び提出

一次審査にて選定された者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書（様式１０）に任意様式の提案資料を添付すること。

ア 本業務委託の内容に掲げる各事項について、具体的な提案を行うこと。

イ 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

ウ その他PR及び独自提案についても適宜資料を添付すること。

② 業務工程表（任意様式）

業務工程と役割分担が具体的にわかるように提案すること。

③ 見積書（任意様式）

見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

(2) 作成上の留意点

① 簡易なA4ファイルで提出すること。

② 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

- ③ 文書を補完するための写真、イラスト等の使用は任意とする。
 - ④ 提案書等の印刷の色は、任意とする。
 - ⑤ 使用言語は日本語とし、提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
 - ⑥ 任意様式の提案資料の表紙には、タイトル「一般府道鳥取吉見泉佐野線交通安全対策事業委託」、提出年月日を記載し、正本には、社名（商号）、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。
 - ⑦ 見積書の正本には、社名（商号）、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。
- (3) 提出部数
- ① 正本 1部
 - ② 副本 1部（参加者名を特定できる記載をしないこと）
 - ③ CD-ROM等の電子媒体（提出書類（正本及び副本）をPDFに変換したもの）1枚
- (4) 提出期間
- 一次審査の審査結果通知後、令和7年6月27日（金）までとする。ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (5) 提出方法
- 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、提出期間最終日の開庁時間中に到着したものは有効とする。
- (6) 提出先
- 【郵送の場合】
- 〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
阪南市 都市整備部 道路公園課 宛て
- 【持参の場合】
- 〒599-0201 大阪府阪南市尾崎町一丁目18番15号
阪南市役所分館 阪南市 都市整備部 道路公園課窓口

9 審査項目及び配点等

(1) 一次審査（書類審査）評価基準（審査基準1）

審査項目	評価項目	配点
事業者評価 （業務遂行能力）	業務実績（公共用地取得実績等の評価）	(20)
	業務体制（主任技術者や担当技術者の資格や経歴、実績等の評価）	(15)
	業務体制（配置人数等の体制評価）	(10)
合 計		(45)

(2) 二次審査（プレゼンテーション）評価基準（審査基準2）

審査項目	評価項目	配点
提案書評価 （業務内容）	業務完了までの包括的効率的な事業提案	(20)
	権利者説明会、補償説明等の体制及び実績	(10)
	見積金額	(5)
	個人情報保護方針について	(5)
	地権者からの相談対応の体制	(5)
	その他、本業務委託に関する独自の提案	(10)
合 計		(55)

10 審査及び選定方法、結果

(1) 一次審査（書類審査）

参加申込み者が4者以上の場合は、一般府道鳥取吉見泉佐野線交通安全対策事業委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準1に基づき提出書類を審査し、審査点の合計点の上位3者を選定する。また、3者以下の場合は、参加申込み者全てを一次審査による選定者とする。

審査（選定）結果は、令和7年6月13日（金）までに、全ての参加者にFAX又は電子メールにて通知する。

なお、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査により選定された者により、提出された提案書に基づき二次審査としてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションは非公開とし、参加申込み者が1者の場合でも行うものとする。

① 実施日時

令和7年7月8日（火）（予定）

詳細な実施日時については、各参加者に個別に通知する。なお、プレゼンテーションの実施順は、提案書の提出順とする。

② 実施場所

阪南市防災コミュニティセンター（阪南まもる館）6階 多目的室

所在：大阪府阪南市下出14-3（阪南市役所本館東隣）

実施場所は、変更する場合がある。変更する場合は、各参加者に個別に通知する。

（所要時間）

・ 準備	5 分程度
・ プレゼンテーション	20 分程度
・ 質疑・応答	10 分程度

③ 内容

提案書の説明

④ 出席者

3名以内

⑤ その他

ア プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。

イ 参加者名が特定できるプレゼンテーションを行わないこと。

ウ パソコンを使用する場合は参加者が持参すること。プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するので使用を希望する場合は事前に連絡すること。

(3) 契約候補者の選定

① 審査の手順

ア 審査基準1及び2に基づき、選定委員会において選考する。

一次審査、二次審査における合計得点が基準（60点以上）に達した者で、最高得点者から第1位及び第2位となる参加者を契約候補者として選定する。

なお、最高得点者が2者以上になった場合は、審査基準2の得点が高い者とし、更に同点の場合は、選定委員会の委員長が決定することとする。

イ 第1位の者とは、契約内容等について協議を行うこととする。

第1位の者との協議の結果、合意に至らなかった場合等は、第2位の者と交渉を行うこととする。

ウ 一次審査、二次審査における合計得点が基準（60点以上）に達する参加者がいない場合は、候補者の選定は行わない。

② 審査（選定）結果

審査（選定）結果については、令和7年8月1日（金）以降、二次審査（プレゼンテーション）に参加した全ての者に文書により通知する。また、本市ウェブサイト、本プロポーザルに参加した全ての者の商号を、このうち契約候補者第1位及び第2位の者については得点を含めて公表する。

なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

1 1 契約の手続

- (1) 仕様書及び契約候補者の提案書等の内容を基本に協議の上、阪南市財務規則に基づき契約を締結するので、同規則及び別紙契約書（案）を確認すること。
- (2) 原則として契約候補者の提案書等の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。
- (3) 上記（2）の調整後、契約候補者は、見積書を再度提出すること。
- (4) 契約保証金は、下記ア～エの中から一つを選択するものとする。ア～ウを選択した場合は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。エを選択した場合は、本市が定める基準範囲において1名立てること。なお、契約金額が1千万円以下の場合、契約保証金は免除とする。

ア 契約保証金（現金）

イ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

ウ 履行保証保険

エ 契約保証人

1 2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 提案書等は、1参加者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (6) 提案書等は、契約候補者の選定のために使用するが、情報公開請求があった場合、阪南市情報公開条例（平成12年阪南市条例第26号）に基づく公開の対象となる。
- (7) 電子メールや郵送等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ 見積額が予定価格を超えている場合
 - ⑤ 二次審査（プレゼンテーション）に参加しなかった場合

- ⑥ 審査（選定）の公平性を害する行為があった場合
- ⑦ ①～⑥に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (9) 参加申込後に辞退する場合は、第二次審査実施日時までに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (10) 規定の様式については、適宜、欄の追加や行幅の調整等を行って良いものとする。
- (11) 契約締結後、本業務により得られた成果品及び権利は全て発注者に帰属するものとし、受注者は本業務に係る著作権人格権を行使しないものとする。また、受注者は、発注者の許可なく成果品等を公表、貸与又は使用してはならない。
- (12) 発注者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受注者は、その求めに応じなければならない。
- (13) 受注者は本業務により知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。受注者の従業員が退職した後も同様とする。
- (14) 本業務の実施中に生じた事故や第三者に与えた損害（以下「事故等」という。）は受注者の責任において解決し、発生原因、経過、内容等の事故等の詳細を発注者に報告するものとする。
- (15) 受注者は、業務の全部または一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、一部で、かつ業務の主要な部分を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (16) 業務完了後、その成果に受注者の原因による不良が生じ、または発見された場合は、受注者の責任において速やかに無償でその修正を行うものとする。
- (17) 受注者は、本業務の実施のために必要な受注者が十全より有する著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。）、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり支障のないよう、書面により確認しなければならない。特に書面で報告がない場合は、受注者は問題がないことを認識し、以後問題が生じた場合は受注者の責任により対処するものとする。
- (18) 本業務の実施にあたり、本要領に記載のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方で協議のうえ決定し、協議が整わない場合は発注者の指示に従うものとする。

1 3 担当部署・問合せ先

阪南市 都市整備部 道路公園課

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

電話：072-471-5678（内線 3101）

072-489-4536（直通）

Email：dourokouen@city.hannan.lg.jp